

3 大田 勤 議員

- 1 水道メーター取り替え費用は使用者ではなく町の責任で
- 2 陸上競技場の改修・整備で第4種公認競技場を復活させ子供達に夢を



1 水道メーター取り替え費用は使用者ではなく町の責任で

公営企業・水道事業会計について老朽化・耐震化対策として実施している施設更新に伴う経費の増と給水人口の減少に伴う料金収入の減により、数年後には資金残高不足に陥るといふ差し迫った状況になっている。そのため、将来にわたって安定的に事業を継続していくために料金改定が必至。重要なライフラインである水道を、健全な状態で次世代に引き継ぐために必要となる、水道料金等の改定について岩内町上下水道料金等審議会に諮問したと新年度の町政執行方針で明らかにしている。

人選は幅広く意見を持っている人などで構成されたのか。審議会委員の構成は、水道使用者で現在の基本水量に反対する人も含まれているのか。

料金改定の審議会ではどのような審議が行われているのか。

平成31年1月から令和元年12月までの1年間の平均で家事用世帯5,402世帯中、月10トンを超える世帯は2,331世帯、10トン以下の世帯は3,071世帯、その内5トン以下の世帯は1,589世帯と昨年3月定例会で町長が応えています。

基本水量超過世帯は43.2%。基本水量以下世帯は3,071世帯56.8%。基本水量以下世帯でも10トンから5トンまで世帯1,482世帯27.4%。5トン以下世帯は1,589世帯の29.4%にも上り使用者から見直しの声が上がっています。

町の基本水量は10トンです。月5トン以下世帯29.4%。5トンから10トン以下世帯27.4%。家事用世帯の約6割が10トン以下です。この現状をどのように考えているのか。

基本水量の見直しが求められていると考えるがいかがか。

小樽・後志管内の各市町村の基本水量は、10トンが小樽市と島牧村、黒松内町、蘭越町、留寿都村、喜茂別町、京極町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、赤井川村の11町村。8トンが真狩村、積丹町、古平町、仁木町の4町村。7トンが余市町。6トンが倶知安町、ニセコ町。5トンが寿都町です。

仁木町や寿都町は基本水量の見直しを求める住民要望があり、基本水量を引き下げ地域住民の利用実態が反映され使用水量の少ない住民から喜ばれていると聞いております。

町長は岩内町の現在の料金体系では、平均使用水量11トンのため総合的に勘案し、基本水量を10トンと設定したと応えていますが、基本水量については今

後の料金改定の議論の中で、現在の生活実態なども総合的に勘案し検討としています。

審議会での審議は、現在の生活実態なども総合的に勘案・反映された検討が行われているのか。

審議会での経過報告など住民説明会などは予定していますか。

岩内町水道事業給水条例第32条を踏まえ、町独自の水道料金の軽減などを求めたのに対し、公営企業法では政策的に料金を原価より引き下げることは適当では無いとされていることから、独自の軽減免除規定を設けることは困難としている。

公営企業法の何処に規定されているのか。

他の自治体では、独自の規定で減免を実施しているが公営企業法違反になるのか。

水道メーターの取り替えは計量法により8年間の有効期限で取り替えとなり、取り替え費用の負担方法は、メーター使用料として納付、取り替え費用を一括納付とし、水道所有者に水道メーター交換の案内が来ています。お客様が所有しております建物にかかる水道メーターの取り替え時期が到来しましたのでご案内を差し上げます、としております。

水道メーターは水道事業者が給水した水量をどのくらい使用したかを計測する機械で、水道料金算定の基礎となる重要な計量器です。水道メーターの所有者は町では無く水道使用者お客様とのことですが、この根拠は。

町給水条例では、第16条、メーターは、町が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者、以下、水道使用者等という。に保管させる。

第29条、町が設置したメーターの使用料、以下、使用料という。は、水道の使用者から徴収するとある。

水道事業者が給水した水量、水道料金算定の基礎となる必要な計量器の料金を何故、水量を管理される水道使用者が水道メーター使用料として払うのか。その根拠は。

水道メーターは、市町村長・管理者が設置し、各市町村の給水条例にはメーターは使用者に貸与され、管理者が設置したメーターは、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者に保管させる。

水道メーター使用料を条例で徴収している自治体は岩内町の他にありますか。

他町村では、メーター使用料はどのように徴収しているのですか。

給水装置とは、道路等に埋設してある配水管から分岐して各家庭まで引き込まれた給水管、止水栓、水道メーター、給水栓等の器具を総称して給水装置と呼びます。水道メーター以外の給水装置は、すべてお客さまの、所有者の財産ですと解説しています。岡山市水道局。

町給水条例、第16条第3項、保管者が前項の管理義務を怠つたためにメーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない、とあります。

町にとってお客様のものである水道メーターですが、条例では、保管者が前項の管理義務を怠つたためにメーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならないというのは、お客様のものではなくて、町が設置し使用者に管理させ、き損した場合はその損害額を町に弁償することになります。弁償ですから所有者は事業者であり、町のものだからでは無いのか。

水道メーターについて水道法施行規則第12条の3第2号ニでは、水道の需要者の責任に関する事項として、必要に応じて、水道メーターの賃貸料等の特別の費用負担を課する場合と規定されていることから、他町村は、町が設置しメータ

一を貸与するとしてメーター使用料が条例化されておられません。

岩内町も水道料金算定の基礎となる必要な計量器は、町が設置しメーターを貸与するとしている。水道法ではメーター使用料は特別な場合、必要に応じてです。こうしたことから、メーター使用料第29条、町が設置したメーターの使用料は、水道の利用者から徴収するという条文を削除すべきではないのか。

岩内町役場上下水道部経営管理課が送付している水道メーターの取り替えについてでは、メーター使用料として納付する場合、月額450円で8年間43,200円。取り替え費用を一括で納付する場合、41,690円、と水道利用者が納付するメーター取り替え費用です。

水道事業会計の配水及び給水費ではメーターの修繕費が令和3年度15万円。令和2年度20万円。元年度20万円が計上されています。

修繕費の内容は。お客様のメーター器。修繕費は利用者から徴収しないのは何故か。

メーター器分解作業手数料として令和3年度8万8千円、令和2年度6万円。元年度4万8千円が計上されています。メーター器分解作業の内容は。

計量法に基づく期限切れ水道メーターの分解作業と部品売却について令和元年より取組を始めた。分解作業を町内の福祉施設へ依頼。当事者の収益の向上を図ると共に障害のある方々の就労支援に役立つと説明しています。

部品売却の内容は。

使用期限の切れた水道メーター器はどのように取り扱われるのか。

修理して再利用にもなるのか。

メーター所有者である水道利用者がメーター器代を納付し、その器材の部品を売却して利益があるなら所有者に還元すべきものではないのか。また、所有者の承諾が必要になるのではありませんか。

水道メーターは、事業者が使用水量を確認するためのものであって、水道利用者にとって必要のないものです。お客様のメーター器をき損したから弁償額を町に払えと言うことから、設置者は町長で所有者は町です。使用する利用者に貸与して管理をお願いしメーター使用料は取れないというのが、他町村でメーター使用料を条例化していないものなのではありませんか。

低廉で安心・安全な水道水の供給のためにメーター使用料の条文は削除し基本水量を見直し、住民の福祉の増進を図るべきでは無いのか。

【答 弁】
町 長：

1 項めの、岩内町上下水道料金等審議会委員の構成と、2 項めの、現在の基本水量に反対する人も含まれているのか、については関連がありますので、併せてお答えいたします。

岩内町上下水道料金等審議会は、幅広い意見を聞くために、組織する委員として、住民の代表である町議会議員 2 名、識見を有する者 2 名、町内の各種団体の代表者 4 名、公募による町内の水道・下水道使用者 2 名の計 10 名により構成されております。

また、現在の基本水量に反対する人が含まれているのかについては、委員の委嘱に当たって、それぞれの委員の考え方を確認しておりません。

3 項めは、審議会ではどのような審議が行われているのか、についてであります。

審議会は、現在まで 2 回開催されており、1 回目は本年 1 月 20 日に開催され、給水状況や運営施設の概要、給水人口と水需要の将来予測などに加え、これまでの経営合理化の取組状況や、今後の経営状況の見通しなどの協議を行ったところであります。

2 回目は 3 月 25 日に開催され、水道法及び水道法施行令に示されている料金算定の基本的な考え方や、水道料金算定の具体的な方法、当町と他の道内水道事業者における料金体系の比較検討などの協議を行ったところであります。

4 項めの、家事用世帯の約 6 割が 10 トン以下の状況をどのように考えているのかと、5 項めの、基本水量の見直しが求められていると考える、については関連がありますので、併せてお答えいたします。

基本水量・基本料金を含む水道料金につきましては、使用者の負担の公平性や水利用の合理性、水道事業の安定性の視点など、幅広く議論されるものであることから、この度、水道料金等の改定について、岩内町上下水道料金等審議会に諮問を行ったところであります。

6 項めは、審議会では現在の生活実態なども反映された検討が行われているのか、についてであります。

審議会においては、現在の使用状況なども踏まえ、様々な視点から審議されているものと認識しております。

7 項めは、審議会での経過報告など住民説明会などは予定しているのか、についてであります。

審議会の設置については、広報いわないやホームページにより住民周知しており、審議内容や結果につきましても、ホームページに掲載しているところであります。

また、説明会につきましては、現在のコロナ禍の状況において、多くの人が集まることは難しいものと考えており、今後は、広報媒体による周知に加え、町内会・自治会長等意見交換会なども活用しながら、より一層の住民周知に努めてまいります。

8 項めの、公営企業法の何処に、政策的に料金を原価より引き下げることは適当ではないと規定されているのかと、9 項めの、他自治体の独自の減免は法令違反になるのか、については関連がありますので、併せてお答えいたします。

地方公営企業法第 21 条第 2 項では、料金は能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないとされております。

また、第 17 条の 2 では、経費の負担の原則により、一般会計又は他の特別

会計が負担できるものとして、その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費と、当該地方公営企業の性質上、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費としており、第17条の3では、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができるとしてあります。

したがって、他の水道事業者が実施している減免につきましては、第17条の3により行われているものと推察されます。

10項めの、メーターの所有者は水道使用者である根拠と、13項めの、メーターの所有者は事業者であり、町のものではないのか、については関連がありますので、併せてお答えいたします。

メーターを含む給水装置の費用負担については、岩内町水道事業給水条例第6条により、原則として使用者の負担としております。

また、16条ではメーターの貸与について規定し、メーターは、町が設置して使用者等に保管させる。ただし、特別の理由がある場合は水道使用者等に設置させることができる、としてありますので、町が設置したメーターの所有者は町であり、使用者が設置したメーターの所有者は使用者であります。

11項めは、水道使用者がメーター使用料として支払う根拠についてであります。

岩内町水道事業給水条例第29条において、町が設置したメーターの使用料は、水道の使用者から徴収すると規定しております。

12項めは、水道メーター使用料を条例で徴収している自治体は他にあるのか。どのように徴収しているのか、についてであります。

令和2年4月1日現在で、簡易水道を除き、メーター使用料を徴収している水道事業者は、道内で12事業者あり、徴収方法につきましては、当町と同様に、水道料金とメーター使用料を合わせて徴収する方法や、メーター取り替え時に一括納付により徴収する方法により行われております。

14項めは、水道使用者からメーター使用料を徴収するという条文を削除すべきでは、についてであります。

現行の当町の料金体系は、メーターに関する費用を明確な形で徴収できるよう、水道料金の中にメーター使用料を含んでおらず、水道法の規定に基づき、給水条例にメーター使用料の徴収に関する条文を設けているものであり、条文を削除する必要性はないものと考えております。

15項めは、修繕費の内容と費用負担についてであります。

メーターの一般的な修繕の内容につきましては、止水栓の故障修繕や、ストレーナー目詰まりの分解清掃などであり、給水サービスの一環として給水管分岐部からメーターにかけての修繕については、町で費用負担しております。

16項めは、メーター器分解作業の内容についてであります。

作業内容につきましては、砲金、ステンレス、プラスチック、銅線、その他の資材の5種類の資材への分解分別であります。

17項めの、部品売却の内容と、18項めの、使用期限切れのメーターの取り扱いについてと、19項めの、修理、再利用については関連がありますので併せてお答えいたします。

分解後の各資材につきましては、複数のリサイクル業者から見積もりを徴収し、買い取り価格が一番高額な業者に売却しております。

その後リサイクル業者において破碎・選別作業が行われ、再資源化物としての原材料となりますので、売却した部品が修理され、新たなメーター器として

再利用されていることはありません。

20項めは、メーター部品売却の利益は水道使用者に還元すべきで、所有者の承諾が必要では、についてであります。

分解するメーターについては、交換後の廃棄メーターであり、これらについては不要物として所有権が放棄されていることにより、使用者の承諾を得ることは不要と判断しております。

また、メーター部品の売却利益については、その年の取引単価等に左右されますが、昨年の実績ではメーター器1個あたり約340円程度であり、還元するための事務経費などを考慮すると、ほぼ相殺されるような状況であります。

町といたしましては、近年高まるリサイクルの考え方からも、部品売却を今後も継続して実施していきたいと考えており、その主旨を水道使用者に理解していただくよう周知してまいります。

21項めは、他町村でメーター使用料を条例化しない理由についてであります。

条例化につきましては、それぞれの水道事業者で判断すべきものと考えますが、公的に示された法の解釈により、基本料金に含むことができるとされており、こうした見解をもとに、多くの水道事業者では、メーター使用料は基本料金の中に組み込まれているものと考えております。

22項めは、メーター使用料の条例を廃止し、基本水量を見直し、住民福祉の増進を図るべきでは、についてであります。

メーター使用料や基本水量を含む水道料金等の改定については、現在、岩内町上下水道料金等審議会において審議されており、その答申を受けて判断してまいります。

< 再 質 問 >

使用水量が少ないと、少なく変更をして欲しいと思う人達の声が入ってこそ、審議会でその意見や思いが入らなければ、生活実態が反映された公平な審議会にならないのではないのですか。

減免について。岩内町の条例では、料金、手数料等の軽減又は免除、第32条管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、使用料その他の費用を軽減又は免除することができるかとあります。

公営企業法では軽減免除規定を設けることは困難としましたが、水道料金・下水道料金基本料金等の免除措置として、生活保護法による、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、または、介護扶助を受給されている方、児童扶養手当、又は特別児童扶養手当を受給されている方と、実施されている自治体もあります。

町が給水条例32条で定めることで施行できるのでは無いのですか。

それから、メーター使用料を徴収している水道事業者は道内で12事業者あるとしました。

他の事業者は使用料を徴収していないということでもあります。徴収していない町村を参考にするべきではありませんか。

水道法ではその目的は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とするとしています。

水道法施行規則、12条の3で、水道の需要者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事が定められているとし、水道メーターの賃貸料等の特別の費用負担を課する場合にあっては、その事項及び金額となっています。

蘭越の簡易水道事業では、水道メーターの設置第19条3項は、メーターは、水道使用者が設置するものとする。ただし、計量法に定める検定の有効期間満了に伴う再検定、切替更新等に要する費用は町の負担とするとして、特別の費用負担を課する場合でも、使用者の負担の緩和を行い、岩内町のようにメーター器を更新ごとに料金を徴収していません。

水道法の目的と公営企業法の公共の福祉の理念を踏まえるならば、メーター使用料の条文はやはり削除し、メーター使用料の徴収はやめるべきだと思います。

分解するメーターは交換後の廃棄メーターであり不要物として所有権が放棄されているから承諾は不要としましたが、所有者の承諾も得ず、勝手に不要物とし放棄できるのですか。

売却益は事務経費を考慮すると相殺、は事業者の勝手な判断ではないのか。

令和元年10月作成の岩内町水道事業経営戦略で見ると、浄水場建設時の計画給水人口は18,430人ですが、経営戦略作成時の人口は10,928人です。浄水場の施設能力は1日10,450トンですが、現在は3,313トンで、施設利用率は31.7%です。過大な施設規模・処理能力です。施設建設当時から人口減少、水需要の減少が進み、その規模の変更は可能でした。現在の配水量と浄水能力は、水道料金の算定において固定費の割合に直接影響を与えます。施設が大きく、配水量が少ない場合は、基本料金の割合が高くなり浄水場の施設能力の見直し・規模の変更も必要ではないのか。

配水量の増加見込みがないもとの、町民負担の増加は抑制すべきです。水道経営での令和4年からの将来赤字を料金引き上げに求めるのではなく、町長は、赤字補てんではなく、町民の生活を守るという立場で、一般会計からの財政支援で町民負担の軽減を実施すべきではありませんか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、使用水量が少ない方の、基本水量を変更してほしいという声を反映すべきでは、についてであります。

審議会委員の構成にあたっては、水道使用者の生活実態も含む多様な意見を反映させるために、水道使用者からも公募により委員を委嘱しており、幅広い意見を聞く構成となっておりますので、審議会の組織としては適正であると認識しております。

2 項めは、生活保護受給者などを減免すべきでは、についてであります。

岩内町水道事業給水条例第32条の軽減免除規定は、漏水などに対するものであり、また、水道事業の経営にあたっては、適正かつ能率的な運営のもと、その事業収入をもって、事業会計を賄う必要がありますが、水道事業を取りまく情勢は、料金収入の減少が続く中で、老朽化施設の更新など、収益の増加に直接結びつかない投資を着実にやっていく必要があります。

安全・安心な水道水を供給するという水道事業者としての責務を果たすためには、収支の改善が今求められており、水道使用者への負担増となる料金改定を実施せざるを得ない状況にあり、公平性の観点からも、特定の使用者への減免については、実施できないものと判断しております。

3 項めの、メーター使用料の徴収については他町村を参考にすべきではないかと、4 項めの、水道法の目的と公営企業法の理念を踏まえるなら、メーター使用料の徴収はやめるべきではないか、については関連がありますので、併せてお答えします。

メーターは給水装置に含まれるものでありますが、水道法第14条では、水道事業者は、給水装置工事の費用の負担区分については、供給規程を定めなければならないとされており、水道法施行規則第12条の3では、その供給規程に定めるべき内容について、水道の需要者の責任に関する事項として、第2号ロで、給水装置工事の費用等の支払義務、第2号ニで、メーターの賃借料等の特別の費用負担を課する場合にあっては、その事項及び金額と定められております。

したがいまして、メーター設置・取り替えに係る費用については、需要者である水道使用者が負担すべきものとされており、水道の供給規程である岩内町水道事業給水条例において、メーター使用料の徴収を規定しているものであります。

5 項めの、分解するメーターは破棄メーターであり、所有権が放棄されているから承諾は不要、所有者の承諾も得ず勝手に破棄できるのかと、6 項めの、売却利益は事務経費と相殺は事業者の勝手な判断ではないか、については関連がありますので、併せてお答えいたします。

分解するメーターは、破棄メーターであり、不要物として所有権が放棄されていると考えられることから、使用者の承諾を得ることは不要と判断しておりますが、処分に関する考えを使用者に理解していただくよう周知してまいります。

7 項めは、浄水場の施設能力の見直し、規模の変更も必要ではないか、についてであります。

公営企業としても能率的な経営が必要であることから、今後の施設の改修、更新についても、同様に努めてまいります。

8 項めは、将来赤字を料金引き上げに求めるのではなく、町民の生活を守るという立場で一般会計からの、財政支援で町民負担の軽減を実施すべきではな

いのか、についてであります。

一般会計からの繰り入れについては、町財政の運営に大きく係わることから、慎重に対応しなければならないものと考えております。

< 再々質問 >

水道法施行規則第12条の3や第2号ニは、必要に応じて、特別な場合と規定していることから、他町村では使用料を徴収しない判断をしています。

岩内町上下水道料金審議会において様々な視点から審議するとしています。施設能力の見直し・規模の変更、基本水量の見直し、メーター使用料条文の検討など、こうした項目も入れて審議し、ホームページや広報だけではなく説明会などを開催し、住民が参加して意見を述べ、生活実態が反映される場を設定し、多くの意見を聴くべきではありませんか。

【答 弁】

町 長：

審議会においては、基本水量を含む料金体系の全般について審議していくこととしており、また、町民の皆様には、広報媒体による周知に加え、町内会・自治会長等意見交換会なども活用しながら、より一層の住民周知に努めてまいります。

2 陸上競技場の改修・整備で第4種公認競技場を復活させ子供達に夢を

1982年後志管内町村として初の2種公認陸上競技場として公認された。トラックは400メートルが8レーン、障害物競走の水濠を備えたコースが、レーンの外側に設置され、走り幅跳びなど跳躍場、砲丸投げ、ハンマー投、円盤投の投てき場がトラックの両端に2箇所ずつ設けられるなど2種公認の陸上競技場は、収容人員が5,000人。当時2種公認競技場は町村では初めてで所管の教育委員会の説明にも力が入り、公認された競技場では各種大会が開催されていると教育委員会、文化歴史詳細に記載されている。その後、2012年11月20日に第4種公認競技場の継続。2017年11月19日公認終了となっています。

岩内町の陸上競技場は現在どのように活用されているのか。公認が終了となり今後陸上競技場はどのような活用を考えているのか。

町村として初の2種公認陸上競技場から第4種公認競技場へ。現在公認終了ですが、陸上競技場がここに至った経過と対策は。

教育行政執行方針では、スポーツ活動は青少年の健全育成や高齢者の生きがいとして生涯にわたって親しまれることから、地域住民が積極的にスポーツ活動に参加できる環境の整備を行うとしました。

地域住民が積極的にスポーツ活動に参加できる環境の整備とは具体的にどのような整備を進めるのか。

各種大会の開催、スポーツの振興に努めるとしてはいますが、陸上競技場を利用したスポーツの振興や開催など今年度の計画は。

スポーツ活動の拠点施設である町民体育館や町民プールは、適正な施設の維持管理に努めるとしてはいますが、学生、青少年、町民が活用する岩内町陸上競技場はどのような施設の維持管理に努めるのか。

今後、町の10年を見通して策定される岩内町総合振興計画では、健やかなまちづくりでアンケートやワークショップから出された住民の声では、子育て・教育の中に、野球・サッカー・バスケットボール・剣道・空手などスポーツ活動が活発なまちと記載されています。

陸上競技などの種目が全く入っていませんがどのように考えますか。

第2種公認陸上競技場を完成させたことのある岩内町ですが、現在住民には陸上競技の良さが伝わっていないのではありませんか。

2007年、公認の競技場では20,680人。運動公園全体で35,516人。2011年、4種公認継続の頃は陸上競技場に17,489人、公園全体では30,046人と整備された競技場が各種大会で利用されています。

公認終了以降、令和元年、陸上競技場の利用状況は6月から10月までで6,182人、公園全体では16,548人。2年はコロナ禍の影響もあり陸上競技場は同時期で3,240人。公園全体では13,332人。陸上競技場利用人数分が減少しています。

公認が終了し大会も開けず、利用者が減少してきているのではないのか。利用人数の減少要因は。

整備されているサッカー場は同数で推移しています。総合振興計画では魅力あふれるまちづくりとしてスポーツや文化の輪が広がる社会の形成。スポーツ・レクリエーションの振興と方向を示していますが、陸上競技協会の皆さんやスポーツ推進委員との連携が必要と思うがどのような話し合いが行われているのか。

公園管理を委託している業者との間で、運動公園の草刈り業務スケジュールは

どのように取り組まれているのか。遊具広場、野球場、多目的広場、サッカーラグビー場、陸上競技場の各施設では。

サッカーラグビー場はコート内に専用の芝刈り機が用意され、グラウンド散水スプリンクラーによる芝の管理が行われていますが、陸上競技場のフィールドは競技場周辺から転がってきたマツポックリの種から20～30センチほどの松があちこちに生長しています。各施設での作業に優先順位があるのか。

トラック内のフィールドは競技前のストレッチなどウォーミングアップで利用、又、投てき場は砲丸投げのサークルがあるが草に覆われています。陸上競技場に練習に来る子供達が長く伸びた芝や雑草の中で練習をしています。遊具広場などは子供達が遊ぶ所が先に刈られ、周辺の法面はその後から。陸上競技場は外周や法面が先でフィールド内や障害物競走レーンは後から刈られ、練習に必要なフィールド内やトラック周辺は後回しとなり、管理のあり方が利用者とかみ合っていない。運動公園利用者や陸上競技場使用者との話し合いなどが必要です。また、公園管理者と業務を請け負う業者との打ち合わせはどのように行われているのですか。

フィールド内の草が伸びすぎて、本来トラックでの競技目的が履行できない状態にある障害物競走レーン、投てき用のレーンなど今後どのように施設を管理していくのか。このまま、水濠障害物は土投げ場として置くのですか。

トラックや助走路の表面はシューズのスパイクを受け止められるよう堅固で、かつ均一でほぼ水平でなければならないとされています。トラックの整備は今後どのように進めるのか。

飛んできた土が礎石、角石、標準タイルを覆い、せっかくの競技場が台無しです。練習に励む子供達や青少年に波打つレーンではなく整備されたトラックレーンで競技練習ができ、スポーツの輪が広がるよう社会の形成にこそ力を入れるべきではありませんか。

競技人口が増えるように推進委員の強化、陸上の全道大会などで活躍する子供達の練習場となる競技場の改修が必要です。全天候型のトラックレーン、投てき場、跳躍場など陸上競技場管理と併せて進める必要があるのではないのか。こうした改修でかかる工事費の推計などは行っているのか。

今年度、噴水広場のベンチなど改修工事が予算化されましたが、本部がある競技場収納庫に併設されて競技選手も利用するトイレは和式水洗の便器です。洋式便器への改修や、取り付けが傷んでいる女子トイレの洗面台の改修なども急がれ、今後、公認競技が行われるようになると撤去されたシャワーも必要になるのではありませんか。

今後、競技場を整備し、加盟団体の大会・記録会が行える第4種公認競技場を復活させる計画を進めるなど振興計画に沿ってスポーツの振興で魅力あふれるまちづくりを進めてはいかがですか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、岩内町の陸上競技場は現在どのように活用されているか。公認が終了となり今後陸上競技場はどのような活用を考えているのか、についてであります。

陸上競技場につきましては、主に、岩内陸上少年団の練習、第一中学校の部活動及び校内の体育大会での利用のほか、岩内町長杯全道少年U-10サッカー北海道大会のグラウンドなどに利用されております。今後においても、町内の小中学生を対象とした施設利用を想定していることから、現状の少年団の練習や、中学生の部活動などが継続できるよう施設管理に努めてまいります。

2 項めは、2 種公認から 4 種公認、公認終了までに至った経過と対策は、についてであります。

昭和 56 年 9 月に竣工した、本施設は、翌昭和 57 年 11 月に第 2 種競技場として公認されましたが、その後の度重なる日本陸上競技連盟の公認規定改正に伴う、施設基準の厳格化などにより、平成 9 年 11 月に第 3 種競技場へ、平成 19 年 11 月には第 4 種競技場へと変遷しております。これまで更新認定に係る費用を負担しながら、公認の競技場を維持するためには、5 年毎に更新認定に係る認定手数料や各競技の施設整備が必要となり、中には、競技実績のない競技設備も更新しなければならず、こうした費用も多額であることから、関係団体とも協議し、理解を得た中で、平成 29 年 11 月をもって、公認を終了したところであります。

5 項めの、学生、青少年、町民が活用する岩内町陸上競技場は、どのような施設の維持管理に努めるのかと、13 項めの、フィールド内の草が伸びすぎ、障害物競走レーン、投てき用のレーンなど今後どのように施設を管理していくのか。水濠障害物は土投げ場として置くのですか、については関連がありますので、併せてお答えします。

陸上競技場につきましては、都市公園管理業務において、フィールドとトラック周りの芝刈りについては、直近では、6 月 10 日から 15 日に実施しております。また、施設の維持管理に必要な塩化カルシウムは、トラック整備のため、除草剤は、投てきレーン等の整備のため、町で購入し、岩内陸上競技協会において、必要に応じて、散布しております。さらに、トラック整備をした際に発生した残土については、現在、障害物競走レーンの使用がないことから、危険な段差を解消するため、利用団体にて堆積しているところであります。

今後も、利用団体と連携しながら、施設の維持管理に努めてまいります。

8 項めは、公認終了後、利用者が減少しているが、減少要因は、についてであります。

平成 19 年当時、第 3 種競技場から第 4 種競技場へ変更する際に、岩内陸上競技協会と協議をする中で、当競技場で毎年 1 回開催されていた小樽後志小学生陸上記録会と隔年で 1 回開催されていた後志中学校陸上競技大会を継続開催するため、第 4 種競技場にしたい経緯があり、公認終了後は、それらの大会が開催できないことから、この大会分の利用者は減少しているものと認識しております。

10 項めは、公園管理を委託している業者との間で、運動公園の草刈り業務スケジュールはどのように取り組まれているのか。遊具広場、野球場、多目的広場、サッカーラグビー場、陸上競技場の各施設では、についてであります。

公園内の遊戯広場、野球場、多目的広場、陸上競技場については、都市公園管理業務の中で、年度当初に芝の生育状況を確認し、芝刈りを始めるタイミン

グについて協議し、その後は各施設の芝刈りを順次実施しております。

なお、サッカーラグビー場については、運動公園目土掛業務により、刈り込みのほか、施肥、種子追播、目土散布、散水などのメンテナンスを実施しております。

1 1 項めは、サッカーラグビー場はコート内に専用の芝刈り機が用意されグラウンド散水スプリンクラーによる芝の管理が行われていますが、各施設での作業に優先順位があるのか、についてであります。

サッカーラグビー場については、協会の公認を受けておりませんが、全道規模の大会が開催されており、運動公園目土掛業務により、最低限必要となる芝の管理を別に実施しております。また、陸上競技場など、各施設の作業については、施設の状況により、協議しながら実施のタイミングを決めております。

1 2 項めは、運動公園利用者や陸上競技場使用者との話し合いなど必要です。公園管理者と業務を請け負う業者との打ち合わせはどのように行われているのか、についてであります。

陸上競技場につきましては、受託事業者との打ち合わせを、町が作成している仕様書により、年度当初に協議し、年間の作業管理について確認する中で、定期的な打ち合わせを行っており、また、使用者の要望についても取り入れできるよう対応しております。

1 4 項めの、トラック整備は、今後どのように進めるのかと、1 5 項めの、飛んできた土が礎石、角石、標準タイルを覆い、せっかくの競技場が台無しです。波打つレーンではなく整備されたトラックレーンで競技練習ができ、スポーツの輪が広がるよう社会の形成にこそ力を入れるべきではありませんか、については関連がありますので併せてお答えいたします。

現時点で、トラックの整備は予定しておりませんが、今後においても、競技に関する各学校や岩内陸上競技協会など関係団体との連携を取りながら、引き続き、陸上競技における必要とされる施設のあり方について、意見交換を行ってまいります。

1 6 項めは、陸上の全道大会などで活躍する子供達の練習場となる競技場の改修が必要です。全天候型のトラックレーン、投てき場、跳躍場など陸上競技場管理と併せて進める必要があるのではないのか。こうした改修でかかる工事費の推計などは行っているのか、についてであります。

全天候型のトラックを要しない第4種競技場の公認においても、投てき用の囲いと棒高跳び用のマットの常備が必須であり、それら整備工事等に要する費用は、1, 700万円程度と推計しております。しかしながら、当競技場における直近に開催されていた大会を鑑みた場合、ハンマー投げ、円盤投げ、棒高跳びの種目は実施されていないこともあり、実態を伴わない施設整備は、競技場の公認取得のみを目的とした整備となることから、現時点においては、改修を予定しておりません。

1 7 項めは、本部がある競技場収納庫に併設されて競技選手も利用するトイレは、和式水洗の便器です。洋式便器への改修や傷んでいる女子トイレの洗面台の改修なども急がれ、今後公認競技が行われるようになると撤去されたシャワーも必要になるのではありませんか、についてであります。

陸上競技場収納庫に併設されているトイレや洗面台、撤去されたシャワーの整備については、現時点では、更新する予定はありませんが、運動公園内において、今後更新が必要となる各施設については、都市公園長寿命化計画に位置づけをしながら、ユニバーサルデザインを取り入れた改修となるよう検討してまいります。

**【答 弁】
教 育 長：**

3項めは、住民がスポーツ活動に参加できる環境の整備についてであります。地域住民が、主体的に参加する地域のスポーツ環境を整備することは、地域社会において、重要な意義を有しているとともに、生涯スポーツ社会の実現に向けた課題であると認識しております。

こうしたことから、ライフステージに応じたスポーツ活動に取り組んでいくため、岩内体育協会と連携し、子どもから高齢者まで幅広い世代のニーズに応じた、スポーツ指導者の育成や資質向上を図っていくとともに、地域住民が積極的にスポーツ活動に参加できるよう、体制づくりやスポーツに関する様々な情報の提供に努めてまいります。

4項めは、陸上競技場を利用したスポーツの振興など、今年度の計画についてであります。

今年度の岩内町陸上競技場の利用につきましては、教育委員会主催事業では、外周を走る町民ロードレース大会を予定しており、また、陸上競技協会主催事業では、岩内町小学生かけっこ教室の開催が予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、秋には、後志小学校駅伝競走大会兼岩内町小学校駅伝競走大会の開催が予定されております。

また、その他の利用といたしましては、中学校の体育祭での利用も予定されております。

6項めの、住民の声の中に陸上競技などの種目が入っていないことについてと、7項めの、住民に陸上競技の良さが伝わっていないことについては関連がありますので、併せてお答えいたします。

あらゆるスポーツの基本とされる陸上競技は、自分との戦いという側面が強く、日々の努力により結果が出ることで、自身の成長が見てとれることから、非常に魅力があり、野球・サッカー・バスケットボールなどと並ぶスポーツ競技であります。

現在、町内の活動状況といたしましては、陸上少年団や中学校・高校陸上部に加入している児童・生徒がおり、他の競技と比較しても、決して競技人口は、少なくないと認識しております。また、毎年、本町の児童・生徒は、各種陸上競技大会で、優秀な成績を収められ、それら個人・団体に対しまして、スポーツ表彰式において、多くの選手を表彰しております。

今後におきましても、教育委員会といたしましては、岩内体育協会と連携を図りながら、陸上競技も含めスポーツの普及と魅力の発信に努めてまいります。

9項めは、陸上競技協会やスポーツ推進委員との連携についてであります。

スポーツ活動は、自己の向上と生活の充実を図り、心身の健康を維持・増進するとともに、年齢や性別を超えた交流を促進するという目的があり、こうした目的を達成するため、スポーツや文化の輪が広がる社会の形成は、魅力あるまちづくりにおいて、重要であると認識しております。

陸上競技協会とは、町民ロードレース大会を協力して開催しており、また、スポーツ振興を図る観点から、各種競技団体の運営や活動支援として、陸上競技協会が加盟している岩内体育協会への補助金の交付や、各種大会の後援などを行っているところです。

また、岩内町スポーツ推進委員につきましては、年数回開催をしております岩内町スポーツ推進委員会議の場で、当町のスポーツ振興・発展に向けての意見交換・議論がなされ、町民の健全な心身の発達と、スポーツの普及・振興に寄与しているものであります。

18項めは、振興計画に沿ってスポーツの振興で魅力あふれるまちづくりについてであります。

近年の社会環境の急激な変化はもとより、特に昨今では、新型コロナウイルス感染症の影響によるストレスの増加や、運動不足が問題となっております。また、本格的な高齢化社会を迎え、介護予防や健康づくりが重要視されている中で、スポーツへの関心が高まっております。

こうしたことから、地域住民が心身ともに健康で充実した生活を営むためには、引き続き、岩内体育協会と連携し、各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催、フロアカーリングなどの軽スポーツを通じた中で、子どもから高齢者まで幅広い世代での世代間交流に取り組むことで、希薄している人間関係の改善を図るとともに、町民が生涯にわたりスポーツに親しめるようスポーツ振興の発展をとおして、魅力あるまちづくりに努めてまいります。

< 再 質 問 >

今後も利用団体と連携しながら維持管理に努めるとし、フィールド内やトラック周辺の芝刈りはタイミングを見て、順次実施をしていきます、というのが利用者からは使いづらいとしています。計画の変更は予算内でできますから、子供達が利用しやすいように、実態を見たり聞き取ったりして、芝生の芝刈り計画を作るべきではありませんか。

2017年11月に第4種公認陸上競技場の公認が終了し、同年5月21日、岩内陸上競技場で小樽後志陸上競技協会、岩内陸上競技協会が主催し、岩内町、岩内町教育委員会、岩内体育協会、岩内陸上少年団の後援で、第5回後志ジュニア陸上競技会が開催され、後志各町村の小中学生が参加し、トラック種目やフィールド種目で競い合い、岩内陸上少年団や岩内小中学校の子供達が立派な成績を残しています。しかし、その後はこうした記録会は無く、令和3年度スポーツカレンダーには陸上競技場では、5月、後志ジュニア陸上競技記録会が、第4回小学生かけっこ教室に変わり、これは今年中止と言っていましたけども、公認の大会や記録会はできず、運動公園を使用し、9月、23回後志小学校駅伝競走大会、10月、44回町民ロードレース大会で終わっています。

教育行政執行方針ではスポーツ活動は青少年の健全育成や高齢者の生きがいとして生涯にわたって親しまれることから、地域住民が積極的にスポーツ活動に参加できる環境の整備を行うとの方針です。また、町長は、子どもは、地域の宝です。人づくりでは、子どもを育てる環境の充実に努めてまいります、と公約しています。

地域の宝を育む、陸上競技場が有効に活用されるよう、トラック、フィールドの環境整備、青少年が覇を競う、第4種公認競技場の復活など環境の充実が必要では無いのか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、利用者が利用しやすいように聞き取って芝刈り計画を作るべきではないかについてであります。

都市公園管理業務の仕様書では、運動公園内の芝刈りについては、芝の生育状況を確認の上、作業員に指示することとしておりますが、各種大会などの利用日程なども勘案しながら芝刈りを実施しているところであり、芝刈り計画の策定は現段階では必要がないものと考えております。

また、フィールド、トラックに必要となる除草剤や塩化カルシウムについても利用団体の要請に応じて資材提供など行っているところであり、今後も利用者の要望を聞き取り、快適に施設が利用できるよう維持管理に努めてまいります。

2 項めは、第4種公認競技場の復活など環境の充実が必要ではないかについてであります。

子供達のスポーツ活動につきましては、人をはぐくむまちづくりにおいても重要な施策の一つとして認識しておりますが、第4種公認競技場の整備は、費用が多額であることから、現時点で、トラック、フィールド等の整備は予定していないところであります。

しかしながら、陸上競技場の適正管理については、競技に関する各学校や岩内陸上競技協会など関係団体と連携を取りながら、引き続き、陸上競技における必要とされる施設のあり方について、意見交換を行ってまいります。